



《7月の番組ガイド》

鳥取市広報番組

市民と行政がつながるTV「とっとり知らせたい!」。さまざまな情報をお送りしています。みなさんの知らせたい!情報も待っています。

【放送】毎週金・土



『知ってなっ得! スタジオトーク』は食中毒について、『にこにこ子育て』は夏休み前に必見! 熱中症対策などについてご紹介! 『体験! すごい鳥取市』ではキャスター3人が麒麟獅子舞を体当たりレポート! 食育らくらくクッキングのコーナーもありますよ! f「とっとり知らせ隊」も見てね!

静止画文字情報『鳥取市からのお知らせ』【放送】毎日放送

……いなばぴよんぴよんネット自主制作番組……

地域情報番組『とっとりウォーキング』【放送】毎週日・月

小学校の新一年生を紹介する「こんにちはは一年生」や「因州和紙で折ってみよう!」を放送しています。

生活情報番組『ぴよんぴよんワイド』【放送】毎週火

イベントや講演会の模様や、第2火曜は鳥取県内のケーブルテレビ局から届いた話題をお送りします。

農業番組『いなばアグリタイム』【放送】毎週水・木

モモなど旬の農産物の話題や農地の管理や農作業を行う団体を紹介する「クローズアップ集落営農」を放送中。

手話番組『手話でコミュニケーション』【放送】毎週日・月

ニュースやお知らせを手話や字幕で紹介、またあいさつなど初歩の手話を1年間にわたり紹介します。

122ch (第2放送)

とっとりウォーキングとの連動企画「ぴよんぴよん運動部・実践編」を毎日放送! (11:30~、13:30~、19:30~) ぴよんぴよんネットオリジナル体操も毎日やっています! 6:00~ストレッチ 11:50~フィットネス 19:50~マッスル

7月13日(土)から始まる「第101回全国高等学校野球選手権鳥取大会」の模様を122ch(第2放送)で、開会式、1回戦から準々決勝まで全試合生中継します!

※番組の放送時間や内容はホームページまたはデジタル放送の電子番組表(EPG)、データ放送などをご覧ください。

情報をお寄せください!

いなばぴよんぴよんネット ☎0857-22-6111

※放送内容は予告なく変更することがあります。番組の放送時間は、ホームページでも紹介しています。http://www.inabapyonpyon.net

後期高齢者医療制度

☎ 駅南庁舎保険年金課 ☎0857-20-3487 ☎0857-20-3407

保険料額が決定しました。保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにお送りします。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月半ばから月末にかけて、8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証と現役並み所得者の限度額適用認定証の更新および交付

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」と、現役並み所得者で本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人が対象となる「限度額適用認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

(1) 現在お持ちの人

現在、認定証をお持ちで、適用区分が該当と確認できた人には、8月1日から1年間有効の新しい認定証を被保険者証に同封して送付します。※窓口での更新手続きは不要です。

(2) 新たに手続きされる人

非課税世帯または、現役並み所得者で本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人に該当し、認定証が必要な人は、次のものを持参のうえ駅南庁舎23番窓口または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②マイナンバーカードなど ③認め印
- ④代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの

介護保険料・後期高齢者医療保険料は普通徴収から始まります

☎ 介護保険料：駅南庁舎長寿社会課 ☎0857-20-3452 ☎0857-20-3404

☎ 後期高齢者医療保険料：駅南庁舎保険年金課 ☎0857-20-3487 ☎0857-20-3407

介護保険料*は満65歳、後期高齢者医療保険料は満75歳になった時から賦課されます。当初は年金から天引き(特別徴収)されず、納付書によりお支払いいただく普通徴収で始まりますので、忘れず納期限までにお支払いください。

※第1号被保険者の保険料に限ります。第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料は加入している医療保険料と一緒に徴収されます。

サマージャンボ宝くじ発売!

☎ 鳥取県市町村振興協会 ☎0857-29-3184

発売期間 7月2日(火)~8月2日(金)

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために活用されています。

県内の宝くじ販売実績などに応じて収益金が配分されますので、県内での購入をお願いします。

令和元年度からの介護保険料(第1段階~第3段階の引き下げ)

☎ 駅南庁舎長寿社会課 ☎0857-20-3452 ☎0857-20-3404、各総合支所市民福祉課 (☎12ページ)

令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、国は消費税の増税財源を活用し、65歳以上の人が納める介護保険料について、公費を投入して所得の少ない人の保険料負担の軽減を図る制度を拡充し

ます。本市はこの制度を活用し、令和元年度から第1段階・第2段階・第3段階の保険料率を下表のとおり改定します。

【所得段階別の介護保険料】

保険料段階	対象者	年間保険料	
1	本人が市民税非課税 世帯全員が 市民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	29,250円(35,100円)
2		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	43,875円(48,750円)
3		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	56,550円(58,500円)
4	本人が市民税課税 世帯に いる税 者市 が民	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	66,300円
5(基準)		本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	78,000円
6		本人の前年の合計所得金額が120万円未満	93,600円
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	105,300円
8		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	128,700円
9		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	144,300円
10		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	156,000円
11		本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	163,800円
12	本人の前年の合計所得金額が800万円以上	171,600円	

※()内は、改定前(公費を投入して実施する保険料負担の軽減措置前)の保険料です。

【介護保険料の納入通知書をお送りします】

65歳以上のみなさんの介護保険料の額や納付方法については、7月中旬にお送りする納入通知書でお知らせしますので、必ず内容をご確認ください。

■納付方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方による徴収(併用徴収)の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■便利で確実な口座振替をお勧めします

普通徴収または併用徴収の人は、口座振替をご利用いただけます。口座振替を希望される場合は、振替月の前月15日までに、通帳、届出印、納付通知書をお持ちのうえ、各金融機関に備え付けの申請書で手続きをお願いします。

■減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により一時的に保険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、長寿社会課までご相談ください。

■介護保険料を納めないでいると

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかか

ります。特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて下表のような措置がとられます。

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分(9割~7割)が払い戻されます。
1年6カ月以上	保険給付の一時差止や、滞納している保険料相当分が保険給付額から差し引かれることとなります。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が1割または2割が3割、3割が4割に引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

【介護保険利用者負担割合証をお送りします】

利用者負担の割合は、7月中旬に要支援・要介護認定を受けている人と、事業対象者に該当する人全員にお送りする「介護保険負担割合証」でご確認ください。